道州制推進道民会議 第3回地域意見交換会 『アクティブ・道州制!』

日 時 平成18年8月31日(木) 18:30~20:30

場 所 釧路市生涯学習センター 2階 多目的ホール (釧路市幣舞町4番28号)

〇川城局長:

これより、道州制推進道民会議第3回地域意見交換会を開催させていただきます。

本日は、平日の夜にもかかわらず、このようにたくさんの皆様にお越しいただきまして 本当にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます北海道企画振興部地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、地域のことは地域で決める、そんなことをするための地域主権型社会というものを目指していきたいということで国から道への権限移譲、規制緩和といったことを求める道州制特区の取組、道から市町村へ権限移譲など、先行的、モデル的な取組を進めさせていただいているところでございます。

これらの取組にあたりましては、当然のことではございますけれども、道民の皆様との 議論を深めて、ご理解をいただきながら進めていく。これがなによりも重要だと私どもは 考えております。

そこで、昨年6月でございますけれども、知事と14人の委員の皆様からなります道州制 推進道民会議というものを設置させていただきました。

その中で道州制などについて議論を行い、そこでの議論をできる限り道民の皆様方に発信して、道内での議論が進むようにということで進めてまいったところでございます。

さらにそういった中で、多くの皆様方と意見交換をするということで今回知事、副知事、 道民会議の委員が地域に出向きまして、道民の皆様方と道州制について意見交換をしたい ということで進めております。

この意見交換会は、5月28日に函館を皮切りに全道6カ所で進めている最中であり、岩見沢に続きまして3回目ということで本日開催させていただくものでございます。意見交換の時間を設けておりますので、忌憚のないご意見をいただければと存じております。

初めに、私どもが進めております道州制の問題などにつきまして、山本副知事からご挨拶と道からのメッセージを兼ねましてお話をさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇山本副知事:

皆様、おばんでございます。道副知事の山本でございます。

今、司会者からお話がありましたように今日は平日、しかも夜からということで、それぞれ皆様にはご予定がおありだったと思います。この地域意見交換会にご参加いただきまして、改めてお礼を申し上げたいと存じます。そして、本日は道州制推進道民会議の谷委員、日置委員、湯浅委員のお三方にもご参加をいただいております。後程ご挨拶と皆様との意見交換をよろしくお願い申し上げたいと思います。

道州制の議論というのは、今から堀知事、その前の横路知事の時代から北海道においては議論を展開してきております。もう 10 年以上の議論の蓄積があるわけです。

道州制そのものについては、どういうことなのだろうか。どういうことを念頭に、ある

いは想定しているものなのだろうかということがどうもよくわからないという意見がございます。

私どもは、できるだけ地域に出向きまして、皆様方と具体的な意見交換をする中で道州制の狙いとするところをご理解いただく努力をしております。ここ数年で、回数だけを申し上げれば 400 回以上のこうした説明会をやらせていただいているわけです。でも、まだどうももう一つピンとこない。道州制そのものがよくわからないというご意見を聞くわけであります。

そこで道州制推進道民会議というものを道庁のほうで設けておりまして、そこでいろいろな議論を展開しているわけです。道民会議の委員の皆様と地域の皆様とで直接に対話をするかたちで道州制そのものについて議論をするということも大変重要なのではないかというご提案をいただきまして今回このような席を設けさせていただいたということです。

是非、意見交換の場におきましては、皆様の日頃の率直なご意見や疑問、あるいは道庁 に対する要望。忌憚のないご意見をいただければと思っております。

そこで、道州制意見交換会でのご質問の中には、「道州制、道州制という話がはじまるけれども、小泉総理が高橋知事にこの話をもちかけられたということになっております。小泉総理が総理をやめられたら道州制そのものが断ち切れになるのではないか」というようなご質問を受ける場面がございます。これにはかなりの誤解があるのではないかというふうに思っております。

道州制の論議というのは、総理の諮問機関であります地方制度調査会でかなりの時間を 割いて議論をされております。今年2月に地方制度調査会から総理に答申がなされており ます。この国の形を見直す改革として道州制の導入が適当であるという結論で総理に答申 がなされたわけであります。私どもは、これからこの答申を一つ踏まえながら、国民的な 議論というものが展開されるのではないかと考えております。

それから、高橋知事が小泉総理から道州制特区の提案を受けたのは、15 年8月のことであります。ちょうど災害がおきまして、その災害の件で総理にお会いしたときに総理のほうから「北海道は、道州制になっても北海道は一つである。他の県と合併することはないのであるから、北海道で道州制をモデル的、先行的に実施してはどうか」というようなお話があったわけです。これも、先程申し上げましたが、北海道においては横路知事の時代からの道州制の議論の蓄積があったということから、小泉総理も高橋知事にそうした提案をされたのではないかと考えております。

その道州制というのは、まさに国と広域自治体としての道との関係だけではないわけであります。むしろ重要なのは、基礎自治体である市町村の役割が改めて見直されるのではないかということです。行政サービスの提供の主体というものは、市町村になるであろうということです。地方制度調査会、先程の総理への答申の中にもありますけれども、都道府県が実施している事務というのは大幅に市町村に移譲するのが適正である。道州というのは、広域事務を担うという役割に軸足を移してはどうか。こういうような提言がなされ

ているわけです。

もっといえば、市町村の先にはコミュニティがあるわけです。つまり、住民の方々の動きがそこにあるわけです。ですから、国・道・市町村・コミュニティというそれぞれの適切な役割分担の基で新しい地域社会というものを形成していく。こういうことが道州制の目指す姿ではなかろうかというふうに思っております。

先般、道州制特区推進法案というものが政府として国会に提出をされたわけです。40条にも及ぶ法律案であります。これは継続審議になっておりまして、次の臨時国会でこれが議論なされるであろうと考えております。後程ふれさせていただきますが、私どもは、この法律案について、是非意義をご理解をいただきたいと思っております。

これは、これから政権をどなたが担当されるかにかかわらず、法案というものが成立した時には道州制を進めるということで、そういった環境が整うというふうに考えております。

したがいまして、道州制そのものは、仮に小泉総理が政権を変わられたとしても、これから逆戻りすることなく我が国において議論されるであろう大変重要なテーマであると考えております。

そこで、道州制とは何かということについてレジュメを用意してございます。このレジュメを見ながらお考えいただければと思います。

1ページです。道州制は、日本全国をいくつかのブロックに分けて広域自治体である道州というものを設置する。そして、国から道州、さらに市町村へ大幅な権限の移譲を行うことによって実現する地域主権型の自治の仕組みであります。

1ページの上の図、北海道は北海道のまま一つで道州になると思いますが、九州や四国、 東北というのは、いくつかの県が集まって一つのブロックになるであろうと思います。

なぜ県が集まってブロックになったほうがいいのかということ。北海道は、同じ北海道のままなのに一体何が変わるのであろうかということです。ここは仕事の中身、道州とこれまでの北海道、都道府県の道との役割が大きく変わるということであります。

1ページの下の図をご覧いただきたいと思います。これは、国の仕事の範囲がかなり縮小されると思います。本来国は、外交とか防衛、そういう国が果たすべき役割に限定されるであろうと思います。道州ですけれども、これまで国が行ってきた仕事のかなりの部分を道州が引き受けることになるであろうと思います。市町村は、保健・医療・福祉・教育といった住民に身近な行政サービスを担う。そういうような行政の姿になるということです。

そのためには、現在国が持っている権限のかなりの部分を道州、あるいは市町村に大幅 に移譲しなければならないわけです。

それには、道州の権限をできる限り市町村のほうに移譲する。そして、市町村の権限を 大幅に強化していく。こうした仕組みが道州制の姿であります。

その下にコミュニティが書かれていると思います。ここはもっとも重要なポイントかな

と思います。コミュニティの機能を強化して、既に始まっているであろう少子高齢化、人口減少社会に対応できるような社会を創り上げていくことが最大の狙いであります。

2ページをご覧いただきたいと思います。2ページの上の図、明治維新以来日本は、いわゆる中央集権体制で欧米に対して追いつけ追い越せと頑張ってきたわけです。欧米のキャッチアップは、一応達成できたというふうにいわれています。ただ、少子高齢化、人口減少は深刻なものとなっております。これまでの中央集権体制というのは、いびつなものになってきているのではないか。その中央集権体制による様々な問題点が浮き彫りになってきていると思います。

このままでは地域も日本全体も活力が失われてしまう。地方分権をもっと大胆に進める 必要があるのではないかということです。

道州制の社会で何が変わるのかということです。これは、住民の声というものが行政に 反映されやすくなるであろうと思います。

と申しますのは、市町村が主役の社会でありますから、住民の一番身近な市町村に対して住民の声がよく伝わる。そして市町村も住民の意見をよく聞いて行政が展開されていく。こういったことになろうかと思います。

もう一つは、特にここを強調したいのですが、今は全て全国一律で国が基準を定めております。政省令、あるいは要綱なりで定めております。その一律の基準ではなくて、地域地域の事情にあった基準をそれぞれの地域が地域の責任で定めていく社会が必要ではなかろうかと思います。すべて北海道も沖縄も東京も同じ基準で物事が決められていくというのはおかしな状況ではないかと思うわけです。それは地域地域の事情によってその地域の人が判断をする。責任をもって判断をして行政が展開されるべきであろうと思います。道州制になりますと地域のことは地域で定めることができる。そうした社会が実現できる。その一つの社会の自治の仕組みが道州制であろうというふうに考えております。

3ページの上段を見ていただきたいと思います。まさに道州制は、国の仕組みを大きく変えようとする取組であります。この先はかなり時間のかかる非常に大きな改革ではあります。

こうした大きな改革を一気に進めるのは大変無理がありますから、一つずつ課題を解決しながら、できることから一歩一歩着実に物事を進めていく必要があるということで3ページの下段、まず道では、第一に国から道への権限移譲、あるいは規制緩和を段階的に進める道州制特区というものの提案を国にしております。

第二には、道から市町村に大幅な権限移譲を進める。

第三には、コミュニティの運動に着目をしてコミュニティの再生。コミュニティの活動 を支援していくという取組を進めているところです。

4ページをご覧ください。これは、私ども道庁が国のほうに提案をしております道州制 特区の話であります。道州制特区というのはどういうことかと申しますと、道州制という ものを念頭に置きながら、国から北海道に権限移譲、あるいは規制緩和を進めることによ って、道州制になったらこんなメリットがある。このような可能性が開けるという具体的な事例というものを道民の皆様にそれぞれ実感をしていただいて、道州制実現に向けての推進力、弾みになればいいということです。

そこで私どもは、道州制に関する検討というものを道内有識者の方々に意見をいただきながら、平成16年4月と8月の2回に分けまして道州制特区に向けた提案というものを国に行っております。この内容は、道のホームページにも出ておりますので是非ご覧いただきたいと思います。

この提案をいたしました。その結果はどういうことであったかというと、まさに国の各省庁のすさまじい抵抗があったわけであります。つまり各省庁は、自分たちの権限というものを離そうとはいたしません。「北海道にこうした権限をください」と申し上げても、「全てNO」ということであります。内閣府にはかなり調整をしていただいたのですが、ほとんど各省庁の抵抗にあって、私どもの提案は相手にされなかったというのが実態であります。やはり、国の官僚を動かすには、きちんとした北海道からの提案というもの受け止めて、それを国の責任で処理していただけるような仕組みというもの、法的な仕組みというものをつくらなければ、とても国の官僚、霞が関を動かすことはできないということで道州制特区推進法というものを提案したわけです。そこで、ようやく特区推進法というものが整って国会に提案をされたということです。

それがたまたま継続審議ということでありますから、次の臨時国会でこれが議論される ことになろうと思います。

この特区推進法なのですが、あくまでも北海道が国に分権を提案するわけです。権限移譲なりを提案する。そうすると国は、同じテーブルの中で直接内容について吟味をする。 そして、それに対する対処方針というものを国が定めていく。そのトップは総理大臣です。 内閣総理大臣が本部長となる推進本部の中で議論が展開される。その推進本部に北海道知事も参与として参画できるということになります。

こうした仕組みというのは、まさに全国で初めての仕組みになっておりまして、かなり 注目されているものであります。

その道州制特区のときに本当に提案されたものがきちんと実現するのであろうか。あるいは、お金がちゃんとついてくるのであろうかといった心配の部分があるわけです。そこの部分については、必ず国がかかっていたお金の部分は交付金というかたちで北海道に交付されるという仕組みもできました。

新たな提案については、きちんと国が受け止めて、それを処理する。そういう仕組みもできたわけです。

今回、8項目の権限移譲についてはこの法案の中でも提案をされております。そこでよくいわれることは、8項目だけで北海道が本当に変わるのかどうか。北海道の経済の活性化が図られるのかどうか。道民生活が向上されるのかという質問を受けるわけです。私どもは、特区法案の意義というものは、さらなる、次なる提案。第二、第三の提案をきちん

と国が受け止めてくれる。そういう法的な装置、法的な仕組みがこの法律によって整った というところに法案の意義というものを考え感じております。したがって、この特区法案 というものをうまく活用するということが私どもに問われているわけです。

皆様方にいろいろな問題提起をいただきながら、第二、第三の提案というものをこれからしていきたいと考えております。

5ページをご覧いただきたいと思います。

次は、国から道に権限移譲をいたしますと、北海道だけが非常に膨らんだ、いびつな組織になりますので、北海道からも市町村に一部の権限の移譲を進めなければならないわけです。

現在、道は約4千項目の権限を持っているわけであります。その半分の2千項目について市町村に「移譲可能ですよ」というふうにリスト化いたしまして、市町村から要望のあったものについては順次必要な財源とともに市町村のほうに権限移譲を進めていくこととしております。

たとえば、パスポートの申請などは、道庁でなければできません。この手続きを身近な 市町村でできるようになります。また、農地転用の許可といったことも、市町村が行うこ とによって迅速な事務処理ができるようになるであろうと考えております。

市町村においても積極的に権限の移譲を受けていただきたいと思っております。しかし、これはもちろん強制するわけではありませんので、きちんと市町村と道とで協議が整ったものから順次権限を移譲していく。市町村には市町村の事情がありますから、仕事はくるけれども体制は整っていないということになりますと市町村は大変になります。市町村と十分に協議をしながら権限移譲を進めているわけです。

6ページをご覧ください。次に、国から道、道から市町村という権限移譲の流れを申し上げました。次には、市町村からさらにはコミュニティという働きにも注目をしているわけであります。

今の日本は、町内会とか近所付き合いといったこれまでの日本の良さ、文化であった地域社会の結びつきというものがかなり弱くなってきているのではないかと思います。このことによって福祉とか環境の面、あるいは防犯などの面。様々な面で私たちの暮らしに影響が与えられているというふうにも考えております。

地域住民同士が支え合う社会が、これからの間もなく我々が迎えなければならない少子 高齢化社会において安全、安心で元気のある社会を地域住民として支え合うことによって、 そうした生活を進めていかなければならないというふうに考えております。

たとえば、コミュニティの運動をより支援することによってコミュニティビジネスというものがそれぞれの地域で生まれてくるであろうというふうに思います。既に空き店舗を活用しての高齢者向けの食堂、喫茶店というものを経営している例が道内でもみられます。

こういう高齢者同士の結びつき、あるいは生き甲斐というものがそこで生まれる。そういうことも期待できるのではないかというふうに思っております。コミュニティと行政と

のパートナー制度というものもあります。

たとえば、公園の管理、あるいは道路の草苅といったものについては、これまでは行政が行ってきたわけです。そこをコミュニティとか NPO といった地域のみなさんの活動によってその部分を補っていただくということです。

つまり、公共の分野というのは行政が独占する時代ではなくなってきているわけです。 そこは行政と地域のみなさんとが一体となって、それで生活をしていく。そういう社会が 必要なのではないかと考えております。私どもはコミュニティの活動というものに着目し、 そこに支援をしていかなければならないと思っています。

7ページをご覧ください。そこで具体的に道州制という仕組みを使って地域を元気にしていく仕組み。具体的な事例がいくつか描いてあります。たとえば、除雪の問題があります。今は、国道は開発局、道道は土木現業所、市道は市町村というふうになっているわけです。そこをもっと一体的に管理することによって、より効率的で自分たちの生活をより便利にする。そういった除雪体制というものがしかれるのではないかというふうに思います。二重行政、三重行政が解消されることによって、こういった問題も解決されるであろうというふうに思います。

それから、エゾシカの問題があります。釧路・根室では、エゾシカが増えて大変大きな被害をもたらしているわけです。今我が国においてエゾシカの管理はどういうことが行われているのかというと、まさに狩猟免許の観点でしかエゾシカの管理はなされていないわけです。狩猟制度、狩猟の免許の関係だけなのです。

北海道のようにエゾシカがドッと増えますと個体管理をしていかなければなりません。 そこで北海道にエゾシカの個体管理をする権限を与えてくださいということを申し上げているわけです。つまり、地域の実情にあっていないわけです。北海道のようにドッとエゾシカが増えてきている。それは、単なる狩猟免許の観点だけでは、今のエゾシカは調整できません。そういう権限をきちんと北海道にくださいというのが道州制の一つの具体的な期待できる分野でなかろうかというふうに思っております。

それから、農地の問題でも国の縛りによってなかなか有効利用ができないから遊休地となってしまっている。農地というものは道内にたくさんあるわけです。これは、北海道独自の仕組みをつくることによって遊休農地に、たとえばトウキビを植える。そして、今注目されているエタノールの燃料をそこでつくる。そして新たな産業、エネルギー産業を育てていこうというアイディアもあるわけです。

最後の8ページになります。今まで地方で何か事業をやろうとしますと、全て中央省庁から補助金をもらって、そして事業を展開しなければならないわけです。中央省庁のお金をもらうためには何度も上京をして、そして中央省庁に事情を説明して補助金をもらってくる。そして事業を展開するということであります。これが財源も地方のほうに委ねられる。補助金がなくなって財源が地方に与えられますと、何回も上京して陳情要望を繰り返していかなくてもいい。要するに北海道なら北海道でいろいろなことが行える。自分たち

の責任のもとで判断をして行政が展開できる。

これは、ある意味東京一極集中の緩和であり、北海道でいけば札幌一極集中の緩和にも繋がる話にもなろうかと思っています。地方分権の流れは止まらないと思います。確実に地方分権の社会に進んでいると思います。

つまり、国に集中している権限、財源が地方に委ねられる。地方に譲られる。そういう ことによって住民自らが自分たちの責任で自分たちの社会を創り上げていく。こういう社 会になる。これが地方分権の姿であろうと思います。

そして、地方分権の究極の姿が今日のテーマである道州制であろうというふうに思っています。私どもは、今国がこんなふうに決まっている、国が決めてしまっているから諦めている。決めている、決まっている国の基準、あるいは国の決め方に抵抗することなく、それに唯々諾々と従って補助金をもらい行政を展開しているのが今の世の中です。もう、そういう時代ではなくなっているわけです。国にきちんとものを申す。国が基準を決めるのではなくて、その基準は地域で決めさせてください。これが道州制であります。

この法案は、まさに中央集権ではなくて、地域主権型の社会になるということであります。

その場合、逆に私ども道民一人ひとりがその責任を負わなければならないわけです。そのきちんとした責任を自覚しながら、自分たちの責任で社会を創り上げていく。これが道州制の目指している姿、社会であろうというふうに考えております。

これから時間の許す限り皆様とこういったところで意見交換をさせていただいて、そして私どもが目指している道州制の姿についてご理解を賜れば大変ありがたいというふうに思います。雑ぱくな説明になりましたけれども、私の説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇川城局長:

山本副知事、ありがとうございました。

一度お席にお戻りください。

先程も申し上げましたけれども、この地域意見交換会では道州制推進道民会議の委員、 14人の方がいらっしゃいますけれども、6会場を分担してご出席をいただいております。

これからご登壇いただいてご発言をいただきたいと存じます。少々お待ちくださいませ。 それでは、改めて3名の委員をご紹介いたします。委員の皆様、壇上にお願いいたしま す。山本副知事も引き続きお願いいたします。

それでは、改めまして私から3名の委員のご紹介をさせていただきます。

まず、地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長でいらっしゃいます谷一之委員でございます。それから、NPO 法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表でいらっしゃいます日置真世委員でございます。最後になりましたけれども、北海道スローフード・フレンズ帯広リーダーでいらっしゃいます湯浅優子委員でございます。

それでは、まずお三方の委員の皆様に、これまでの道民会議での議論、そして委員の実

践などを踏まえましてのお考え、道民の皆様へのメッセージなどにつきまして、お一人 10 分程度でお話しいただきたいと思います。その後、会場との意見交換に入らせていただきたいと存じます。

それでは、順番ということで谷委員からお願いできますでしょうか。

〇谷委員:

皆様、こんばんわ。ご紹介頂きました谷でございます。

私は、上川館内下川町というところに在住し、商売をしている者でございます。

今日は、旭川空港に車を置いて、4時40分の旭川空港発の飛行機に乗りまして、ここ 釧路空港に5時30分に到着しました。そして、先ほど6時過ぎに会場に入ったところです。旭川空港から釧路空港まで、170km はあろうかと思いますが、おそらく車で走ってきますと、旭川から3時間から4時間程かかるのではないかと思います。それが、飛行機に乗って離陸から着陸まで計ってみますと、22分程で釧路に到着するのですね。

北海道には13の空港がございますが、北海道のこの広大な面積の中では、これらの空港整備や或いは道路整備などの交通アクセスは、非常に重要なファクターだとつくづく感じたところです。今日は道州制の意見交換ということですが、私は専門家ではございませんけれども、皆さんと同じように、地域でまちづくりやまちおこしに携わって一人の道民として、お話しさせて頂きたいと思います。

この道州制という議論は、ここ10年ほどクローズアップされてきて、特にここ3年ぐらいは顕著になって参りました。道州制の委員として私にも声がかかった訳ですが、皆さんと同じ立場でいろいろと勉強をし、意見を述べ、さらに批評をしたりしながら道州制を推進していくことが大事ではないかと思いましてお引き受けをしたところです。

現在の道民会議の前の委員会から携わらせて頂きまして、議論をしているところです。

今日は、道州制の前に3つの資料を皆様にお配りさせて頂いておりますが、これは直接 道州制とは関わりはないかもしれませんが、地域づくりという視点では同様に捕らえて頂 き受け止めて下さればと考えております。

一つは、北海道遺産のリーフレットでございます。これは、平成13年に第一次選定として25件を選ばせて頂き、16年に二次選定として27件を追加し、計52件が北海道遺産として、それぞれの町で地域振興の一環として取り組みが行われているところです。

このリーフレットにありますDVDについては、私ども北海道遺産構想推進協議会で作成致しまして現在販売を開始したところであります。昨年世界遺産として知床が選定されましたが、この釧路・根室地域では地域遺産としての北海道遺産を4つほど選定させて頂いておりますが、そのPRとして是非活用して頂きたいとの思いから皆様にお配りしたものです。二つ目は北海道のマップでございます。これは市町村区域図です。

今年の3月31日をもって212市町村が、この2年余りの間に合併が行われ、180の市町村になっております。このマップは、5年に一度の国勢調査の度に作成しているものであります。道民である私たちが、実は北海道全体の位置関係はもちろんのこと、管内

の市町村の位置関係が分からないというのが実態でありまして、こういう行政区域を見な がらしっかりと頭に入れて頂こうと考えましてこのようなマップを作成し、皆さんにお配 りしているものです。裏面には、人口概数、面積などを掲載させて頂いております。

もう一つ、高速道路のブックレットでございます。先ほど、交通アクセスのお話しを致しましたが、これについては、全道6地域でそれぞれ道路整備に向けての誘致運動や建設促進運動を展開しておりますが、昨年の暮れに、この6つの団体がバラバラに活動していては駄目だという声を聞きまして、北海道が一つとなって、「北海道の地域と道をつなぐネットワーク連絡会議」という組織を設立致しました。ご当地釧路の宮田さんに代表に就任して頂き、この活動の推進にお骨折りを頂いているところです。

前段に3つの資料についてお話しをさせて頂きました。

さて、道州制、或いは道州制特区の特区の取り組みですが、既に概要等については山本 さんからお話しがございました。道州制の背景というものについて私の方からお話しさせ て頂きますが、なぜ道州制の議論が高まってきたかというと、それについては4つ程の理 由がございます。

一つは、平成11年に地方分権一括法が制定され、12年4月から施行されたのですが、 この法律がきっかけになっているということであります。

二つ目は、分権改革がいろいろと行われている中で、国と地方の役割をもっと明確にしていこうとの理由であります。

三つ目は、いわゆる三位一体改革に伴うものでありまして、地方に税財源を送り込んで、 地域自分たちで考えて自分たちがそれを使っていくという裁量権をもたらしていこうとの ことです。

四つ目は、行財政改革に伴うものでありまして、実はここが道州制の議論の際に、先んじてしまったものですから、開発局の縮小問題ですとか、他の国の支分部局の統合問題が 先行した形になったところであります。

本来は、先ほど述べました1つ、2つ、3つ目の背景をしっかりと議論された中で、行 財政改革というものをソフトランディング的に進めるべきであった訳ですが、4つ目の行 財政改革だけが議論されてしまったというところがあります。

このような道州制を取り組んでいく中で、若干歴史を紐解いてみたいと思います。

北海道は、明治2年に開拓史が設置されました。その時に開拓史次官でありました黒田 清隆は、北海道をこのように言っております。それは、「寒冷地文明の新天地」という表現 を使って北海道の幕開けが行われたわけです。

その時に、私たちが現在使っている「フロンティア精神」という言葉は、まさしく北海 道の息吹として残っているものではないかと考えております。

今北海道の人口は580万人ほどでございます。明治2年当時の人口というのは5万8千人でございました。丁度、100分の1の人口が明治2年の北海道開拓の時にその程度の人たちが住まわれていたということです。

その後、明治初期に廃藩置県などが行われ、23年に府県制が施行され、3つの府と43の県に統合されたわけであります。この時、北海道の人口は10倍の55万人になっておりました。全国の人口は、4千万人でありましたので、現在の日本の人口の3分の1です。ところが、先ほどの3府43県の枠組みというのは、現在の47都道府県と110年経過した今でも一つも変わっていないというのが現状であります。

そのような歴史の中、47都道府県は均衡ある発展を推進してきたはずなのですが、一つの県を見ますと、例えば島根県などは人口が60万人でありまして、一方横浜市の人口は350万人を超えている状況でして、県と市の人口動態を見ても逆転してしまっているのです。このようないびつな行政区域の枠組みが多くのところで見られるところです。

28次の地方制度調査会が2月末に答申を出しました。それは、先ほどの山本さんからのお話しにもありましたように、9、11, 13というブロックに分けてはどうかという提案であります。

しかし、都道府県の枠組みを変えていくということでは、それぞれの知事さん方の引っ張り合いになってしまいますので、地方制度調査会の答申を簡単に「それはいいね」というわけにはいきません。ただし、このようなモデルケースを提案しながら、実は都道府県のあり方が問題提起されていまして、先ほど明治時代から歩んできた都道府県の行政区域というものを見つめ直す必要があるのではないかということであります。

昭和20年、第2次世界大戦において日本は敗戦国となって終結を見、その時アメリカから来日したシャープ使節団は、日本政府に対して地方分権を進めるように勧告を致しました。それから、現在まで60年の年月が経ったところでありまして、先ほど申しました地方分権一括法や市町村合併など、いろいろと国と地方のあり方について議論されているわけです。しかし、中央集権システムというのは、なかなか変革がされていないというのが実態であるわけです。

今日は議員や行政の皆さん方がたくさんいらっしゃっています。ご承知の通り、地方自治法第1条において、国と地方の役割分担と事務の機能の配分というものを決めております。国の役割は3つのカテゴリーに分かれております。先ほどの説明にもありましたように、外交、防衛、通貨、生活保護など、このように分類されているところです。

私たち市町村に関わるものとして、地方の自治体行政というのは、住民への行政サービスの3分の2を担っております。国は3分の1でありますが、いわゆる自治体行政というのは、住民の一番身近な行政サービスを施しているのではないかと考えております。

ですから、先ほど申し上げましたように、道州制の背景の中にある裁量権のあるシステムづくりというものが求められてくるのではないかと考えているわけです。

道州制特区推進法案が国会で上程され継続審議となりましたが、山本さんからお話しがありましたように、臨時国会での可決を目指しているとのことですが、現在では厳しい状況下にありまして、これから総理大臣が替わって、どのような方向付けがされるのか大変関心の持たれるところであります。

ただ、これからの分権改革の中では、変革の糸口として道州制というものを北海道が先行実施していきながら、緩やかな改革を北海道に展開していく必要があるのではないかと考えております。平成15年に道州制の取り組みの一躍を担うようになりましてから、先ほど申し上げましたような推進プランを委員会としても、9つに分類して提案させて頂いたところでございます。しかし、このプランについては国の方からは却下されてしまいました。ご承知の通り、既に国の制度設計の中において、構造改革特区が推進されておりまして、現段階でも全国で878件が認定を受けているところです。その中で北海道は81件を占めておりますので、おおよそ10分の1程度が認定されていることになります。

この構造改革特区において、様々なアイディアを北海道の人たちが創造しトレーニングしてきておりますので、これから道州制特区の法案が整備された時に、それぞれの地域で必要とされるアイディアを地域の目線はもちろんのこと、アジアや世界を対象としながら北海道がどのような地域として担っていけばよいのかということをこれからの切り口として議論を重ね地域振興に活かしていく必要があるのではないかと考えております。

何れに致しましても、そのような様々な環境の中で、私たちも時代の潮流を見つめ直しながら、北海道や道民が行動を起こし躍動していくという「ムーブメント」をキーワードとして、これから道民の皆さんと、国や道、市町村が協力し合って人的ネットワークを広げ、北海道のために努力することが求められてくるものと考えている一人であります。

現在、北海道の中には閉塞感が漂っておりますので、情報の交流機会をたくさん作って、 人と人のつながりを広めていきたいものです。

まずは、10分程度でお話しをさせて頂きました。

〇川城局長:

谷委員、ありがとうございました。

それでは、引き続き日置委員からお願いいたします。

〇日置委員:

みなさん、こんばんは。地元釧路を代表してということになると思いますが、釧路でNPO 法人を運営しております日置と申します。

谷さんが難しいことをたくさん言ってくれたので、私と湯浅さんは、今日の役どころと しては、きわめて庶民派でいこうということなので、庶民のトップバッターとしてお話を させていただきます。

私たちは道民会議で一緒なのですが、今日の3人というのは、名簿を見ると偏ったメンバーです。分野は分かれていて、学識者、経済界、市町村、地域振興等というふうに4グループにわかれているのに私たちは、なぜかみなさん地域振興等に分類されている人たちが来ているので偏った話になるかもしれません。

今日参加している方の名簿を見ると、わりと行政の方や市町村の方、経済界の人が多いので、この場では私たちが話すほうが違った目線でいいのかなというふうに思っています。 最初、「釧路でやるので、日置さんお願いします」と道庁の方に言われたときにはすごく 嫌だったわけです。なぜ嫌であったかというと、地元で話すのは嫌なのです。知っている人がたくさんいるわけです。「あなたは、あそこでこう言っていたね」と言われたりします。制度の話をすると、私は市民活動をやっている立場なので、つい行政の悪口を言ってしまうわけです。そうしたら、後から「あの人は市役所のことを悪く思っている」と思われたりして、決して思ってはいないのですが、ついつい言ってしまうところがあるので、地元ではなく別の地域であれば、その辺は遠慮なく言えるのですが、利害関係のある人がいるとなかなか言いたいことも言えなくて嫌だということを申し上げたわけです。

その辺は、みな同じ思いというか、目指している方向は同じだということは道民会議の 中でもいろいろな方のお話を聞いて感じています。

地元が出ないと「地元はなぜ出ないのだ」ということもあると思いますので話したいと思います。

最初に、道州制推進道民会議というもののメンバーになったときに、道州制のイメージ というものがありました。まさに今日のこの場が道州制のイメージです。

どういうイメージかというと、背広のイメージなのです。堅い感じです。最初の道民会議に出たときもそういうイメージでした。報道陣がたくさんいて知事がいるわけです。あとは各界の有名な方がいる。物々しい雰囲気なのです。どう考えても気軽にものをしゃべれるような雰囲気ではないというのが道州制のイメージです。

道州制が身近ではないと感じるおもしろい例というか、実感したのは、私が委員になったときに、北海道新聞の一面に「こういう会議ができました」という記事が載ったわけです。それを見たうちの田舎のおじいちゃんは、「お前は偉い」と言って電話をかけてきたわけです。そのメンバーの中には、国会議員になられましたニセコ町の逢坂さんや上田市長というような論客がたくさんいますというような記事なわけです。片隅に私の名前が出ているとか、うちのおじいちゃんはそれを見て「お前はたいした立派なやつだ」と。ただメンバーになっただけで全然立派ではないのですが、きっとそういうイメージなのです。今は道州制、難しいことをやっているというイメージ。私自身も道州制をよくわからないで、

「市民の立場でお願いします」と言われたので、極力いろいろな場に出るようにしていま す。自分の勉強のためにと思い参加をしていました。

その参加をした中で身をもってわかったことが2つあります。

一つは、今のイメージではなく、道州制という考え方が非常に住民に身近な問題である ということがわかりました。それは、どういうことかというと、自分たちのことは自分た ちで決めていこうとか、自分たちのことは自分たちで考えていこう。主体的に人々がなっ ていくことを進めるシステムとして道州制があるということが一つ。

これがより身近に、リアルにわかったこと。いろいろな方とお話をしてわかったこと、 気づいたことの一点目です。

もう一つ気づいたことは、立場は違ってもみんな同じことを考えているのだなということがもう一つの気づいた点です。とても印象的だった会議があったのです。分科会、1回

目を物々しい雰囲気で会議をやったのですけれども、これではものがしゃべられないということで、もう少し小さなグループにして話をした機会がありました。そのときに私は自分の分野で話をするのではなく、あえて自分の分野と違うところで、「自治体のあり方」という分科会に入れてもらいました。ほかは首長さんが多かったわけです。市町村の首長さんが同じメンバーにいて話を聞きました。

最初に道の方が「道州制とは何か」というようなトップの話をしていただいて、次に首長さんたちが「市町村に権限移譲する」という話をして、「権限移譲があって市町村でいろいろできるようになる」という話をしたわけです。そうしたら、みなさん同じことを言うわけです。どう同じことを言うかというと、道の人は国に「なんでそんなに規制をするのか。もっとちゃんとやることを増やしてくれればこれだけやるのに、なぜそれをやってくれないのだ」と言うわけです。

今度は、市町村の首長さんは、道に向かって「道がちゃんとやってくれないから、自分たちはこんなにやる気があるのに権限をくれないからできない」と言うわけです。それを聞いていて、みんな同じことを考えているのかと思ったわけです。

私たち住民の立場でいうと、いつもそうなのです。「市役所が私たちになんでもやらせてくれないから物事が解決しない」というふうに思う。みんな同じことを違う相手に思った。これはチャンスだなと思いました。相手が違うとしても同じ思いでいる。自由な発想で「こうなったらいいな」ということを少しずつみんなで考えて実現していけば、すごく素敵な地域になるのではないかということに誰も異議を唱える方はいないというふうに、それは分野に関係なくそうであるということがわかりました。

会議に参加して、その2つがわかったことです。

では、道民会議の立場として私たちの役割、どうしていったらいいのかということを考えるわけです。それは、夢を語る文化、文化を形成していくことかなと最近感じています。

たとえば、私たちはNPOとして、私は障害児の親という立場からNPOをつくりました。 障害があっても地域で普通に暮らせるようになるためにはどうしたらいいかということを 常に考えているわけです。いつも非現実的なことを考えるわけです。「こうだったらいいの に」というのは、だいたいなりそうもないことを考えるわけです。

でも、結局、最初はホラ吹きなのですけれども、それがだんだん現実になっていくという過程を何度も経験して、「無理だ」と思っても思わないことには始まらないということを 実感しています。

人間は、思ったことしかできないですし、思った以上のことはできない。だから、どれだけ最初に夢を描けるか。みんなで「こうだったらいいね。ああなったらいいね」ということを語れるかということが大事なことである。

どうしても今は財政の事情、いろいろなことで閉塞感が漂っていて、「これも駄目なんだ。 お金がないからこれも駄目なのだ」というふうになっていると思います。だからこそ、実 現できるかはわからなくても、「こうだったらいいね」ということを語っていく必要がある のではないかと思います。たとえば、思いつくことは、北海道は地域が広いですから移動の手段は整備されていない。特に、私たちが支援しているような障害のある方、お年寄り、子育て中のお母さんは、冬になると移動が大変だ。私たちは、移送サービスのようなものをやっているのですが、本当に大変なのです。サービスをやるほうも危険がいっぱいだし、分刻みであっちに迎えに行き、こっちに迎えに行きとやるわけです。

こういうときに、たとえば自衛隊の人がそれをやってくれないかなと考えるわけです。 あんなに車があって人がいて、自衛隊の人が雪かきとかお年寄りの家の前の雪かきをして くれる。移送サービスをやってくれたらいいのではないかと勝手なことを考えたりしてい ます。

道州制になったら北海道だけに通用するようなお金ができないか。地域通貨の話も福祉の団体では出ています。地方ではやっている所があるのですが、そういうシステムができないかというふうに考えています。

これも、たくさん壁はあると思うのですが、思いつかないとできないと思うので、そういうことができる文化が地域の中から育っていってくれるといいなと思っています。

前半は、道州制のシステムの話がありましたけれども、今は国が権限を移譲して、道府 県が権限を移譲して、市町村が権限を住民におろすという発想です。その発想で道州制が できていくとしたら、非常に危ないと思っています。

結局与えられるものとしてシステムができる。それではきっと駄目で、実は住民が「こうなりたい」からシステムが動く。市町村がこうなりたいから道が動く。道がこうなりたいから国が動くというふうに下から、どうしても必要だから、「こうなりたいから」という思いから始まらないと、ただの形だけの議論になるのではないかと思います。

そのためには、一つひとつの小さな地域での積み重ねというものが大事で、自分たちがこう思ってやったからこんなに生活がよくなった。こういうふうに実感が持てるような積み重ねを大事にしていきたいなと思います。

そこで大事なのは、特定の人だけが良い思いをして一人勝ちしても駄目なので、いいところ取り、みんながよくなるということが大事である。特に、もし優先順位をつけるとしたら、本当に立場の弱い人から幸せになれるような、たとえば子どもたちであったりお年寄りであったり、本当にしがない住民が少しでも生活がよくなったと感じられるような機会を増やしていくというのが大事だと思っています。

本当に私たちの道民会議としての役割としては、スーツのイメージから庶民のイメージ に道州制という考えを変える。道州制という名前はあまりよくないと思うのですが、イメ ージを変えていく。自分たちのことは自分たちで考えて、できることはやっていこうとい うようなイメージができていくことが大事だと思います。

今日参加していただいたみなさんは、ここで議論を終わらせずに、みなさんの宿題としては、家に帰って家族のみなさんや子供達に向かって「こういう考え方があるよ」とか、 友達同士で「こうなったらいいね。ああなったらいいね」ということを持ち帰って大いに 語っていただきたいということをお願いして、私の話を終わります。

〇川城局長:

ありがとうございました。

それでは、最後になります。湯浅委員からお願いいたします。

〇湯浅委員:

みなさん、こんばんは。

十勝の新得町で酪農をやっています湯浅優子です。私も日置さんと同じで市民レベルというか、北海道に暮らす一住民として道州制に参加しました。道州制に参加したというよりも、自分たちが日々暮らしている中で疑問に思ったこと、「こうなったらいいね」というようなことを、もしかしたら行政の方たちが聞いてくれるチャンスなのかなという思いがあって参加をしました。

先程日置委員もおっしゃっていましたが、最初に参加したときは足が震えました。時間が短かったこともあるけれども、みなさん多彩な方たちが聞きなれない言葉で道州制を語っていまして、政治的なものなのかなとか、いろいろなことを感じていました。でも、何回か委員会に参加しているうちに、私たち一人ひとりの問題としてとらえられるのだと感じました。

そう感じたのですけれども、それをどうみなさんと語ったらいいのだろうかということが、そのときに疑問符が並んで、こういう意見交換の場を何回も何回も持つことでいろい ろな方たちと語り合えるのではというふうに考えられるようになりました。

私は、十勝で農業をやって、新得町という人口 7,500 人を割ってしまった町での暮らしの中で、日々感じていることを素直に声に出していいのだということ。そして、農業を(結婚して32年) やっていますし、この10年、都市と農村の交流というかたちでファームインもやっています。

その中で、いろいろな地域の方たちと語り、北海道以外の人たちとも会う機会があって、 北海道の良さをさらに見直しました。しかし今の暮らしがこのまま続くのか。そういうい ろいろな思いにぶつかったときにスローフード運動に出会いました。その活動を6年間や らせていただいています。

これまでの自分の生きざまの中で素直にこの北海道がどんなに素晴らしいか。この北海道がこれから自立した国になったらいいな、という思いが道州制につながるものだということでお話をさせてもらっています。

私が考えているのは、ごく身近に「私のまちは良いまちだ」と自信を持って言えること。 この北海道は本当にすてきなところなのだということを、みんなが理解し自覚するところ から始まるのではないかと思いました。

それには自分がまず自立すること。それが農業をやっている自らの自立につながり、地域の自立につながる。それが北海道という広域で考えたときに、自主自立ということにつながると感じました。

地方分権というのは、それをまさに言い表した言葉で、先程から何回も出ているように、 自分たちが考え、自分たちで責任を持つ。でもそれは、言い換えれば、自分たちがやりた かったことを堂々と言えることなのだというふうに感じます。

いろいろなところでみなさんと話していると、必ず経済という言葉にぶつかるわけです。 経済が豊かでないと何もできない。経済からの自立が一番の自立になっていく。経済界の 方が「経済」と言うと、何兆円とか何億という話をするわけです。 それはとても大きな話になる。でも、私たち暮らしている一市民にとっては、家族との暮らし、地域との暮らしの中では、経済=安全で安心した暮らしがどうつながっていくかということを「経済」という言葉で考えるわけです。

そのときには、よくみなさんがおっしゃるように、紙幣経済で全てがおさまってしまう 経済ではなくて、日々の暮らしの経済というのは、もっともっと地に足がついたものなの だと思います。

私は、経済は3つあると聞きます。今は、紙幣経済がとても大きな経済として取り上げられますが、実際は、紙幣経済というのは、目に見えないものと言ってはおかしいのですが、実体がないもののように見えるわけです。暮らしの中で必要なのは、衣食住でありエネルギーである。それは地域の中に、この北海道の中にたくさんあふれています。それは、誰もが地域を見つめたときに気がつき始めているのではないでしょうか。それが地産地消・産消協働の道民運動に繋がっているので、みなさんであれば聞いたことがあると思いますが。自給自足の経済、それが私は地産地消の経済であり、産消協働の経済である。地域の中で循環させることの経済力というものを、一つ大きく考えるべきだと思います。

もう一つは、コミュニティ、人の支え合う経済。それは、少し前にはみんなで助け合う。 今でも多くのところで残っているのですけれども、隣の人、近所の人で何かあったら助け 合う。それは、日当を5千円、1万円払うということではなくて、近所だから助けあう。 近くだから支え合う。そういう人の力みたいなものであると感じています。それをもし経 済と考えるのであるならば、とても大きな力になります。

最初にお話された山本副知事の道州制の話で、コミュニティの大切さというか、再生ということをおっしゃっていました。私も、ここだと思います。

これからの地方分権の自立の姿というのは、実は先程の表を見て、一番大きいのは、も しかしたらコミュニティではないか。半分ぐらいを地域住民の力として取り入れれば、も っともっと豊かな経済がこれからの北海道には活きてくるのではないかと思いました。

私たちは、地元の中で生きていると農業の過疎化、人口の減少、少子化、高齢化というのは、今すぐ目の前にある問題なのだと気がつきます。それをどうしていくかは、日本全体の規制や法律が変わるのを待つよりも、地域で声をあげて、地域でできること。それが一番身近に住んでいる私たち一人ひとりが考えられることではないかと感じました。

道州制をわかっていくうちに、しだいにそれが実現できるという希望を抱いています。 そういう意味では、意見交換を通して多くのみなさんと語り合って、道州制がもっともっ と身近になっていくといいなという思いがあって今日は参加をさせていただきました。 どうもありがとうございます。

〇川城局長:

ありがとうございました。

3人の委員の方からそれぞれメッセージをいただきました。

それでは、引き続き会場の皆様と委員の皆様、そして副知事との意見交換に入らせていただきます。ご意見のある方は挙手をいただきまして、係の者がマイクを席までお持ちします。恐れいりますがご起立の上、よろしければ所属・お名前などをいただいてからご発言をいただきたいと思います。

なお、できるだけ多くの皆様からご意見をいただきたいと思いますので、ご発言は簡潔に1分程度でお願いしたいと思います。やり方としては、前の会場でもそうだったのですが、3つぐらいの固まりで一度お受けをして、委員から、副知事から回答なり発言をいただく。そういうものを繰り返していくということで、皆様方からどういった質問が出るかということをお感じいただきながらやっていきたいと思っております。

それでは、これからご意見、ご質問などを頂戴したいと思います。

〇民間人:

私は、みちとくらしネットワークフォーラム、みちとくらしと未来のネットワークの座 長をやっている者です。今日はお疲れ様でございます。

一つということなのですが、二つあります。意見として申し上げたいのは、道のほうから国にどんどんいろいろな提案をしていくということで、本当にアイディアを集めてやっていかなければならないと思うわけです。

出ていた8項目、13項目でいきますと、山本副知事も谷さんも委員でやられてきた中で、 出したものはほとんど国から蹴られてしまっている。ほとんど構造改革特区で出ているも のの延長上でしかなくて、これが実現したからといって本当に北海道の自主自立、独自財 源をつくる。いろいろな意味で「やりたいことがやれることにはなっていない」というよ うな住民から強い意見が出たと言いながら、どんどん進めていっていただきたい。先程日 置さんや湯浅さんからも出たように、こういったアイディアを求めて地域でも継続をして どんどんアイディアを出せるようにしていきたいということで、要望として続けていきた いと思います。

年に2回、内閣府が6月と11月に構造改革と規制緩和。それから行政の持っている官業の民間開放についての意見を募集していますけれども、地域ではそういったものを具体的にもっともっと掘り起こす努力をしていない。これは道、釧路支庁にも要望なのですが、それを継続していきながら、もっと卑近な、先程の日置さんのコミュニティビジネスとか湯浅さんの身近な自分たちが今やっているビジネスで自分たちの地域の中で誇りを持ってやれるような仕事をみなさんやっていると思います。

それが、もう少しこういうふうになったらいいのになというところでもいいから、その

卑近なところからのアイディアを集められる仕組みをやると、もっともっと私たちにとって身近になる。その中から内閣府にものを申すようなアイディアを出していくというようなプロセスを行政に支援してもらうということが必要であると思いました。

それと、東京に陳情に行きますと、内閣府に沖縄だけは沖縄振興局というものがある。 北海道は、昔は沖縄・北海道開発庁というものがあった。これがなくなったときには、住 民はまったく暴動も起こさなかったので、そのまますんなり北海道だけは開発庁がなくな ったのですが、沖縄だけは内閣府の中に沖縄振興局が残っています。これは、道州ではな いけれども、ほとんど道州的な道州制をやっているのではないかと思うわけです。

たとえば、沖縄だけが経済金融特区というものがある。法人課税を、たとえば沖縄の名護市、普天間の移転予定地のところから認められたと思いますが、あそこは、普通の会社であれば法人課税は40%のところを17%にしています。それで起業進出や何かの誘導をする。これは、日本全国ではそこしか認められていないと思います。

なぜ北海道は道州制の議論の中で金融特区、これは財政当局が認めないからだと思うのですが、金融特区は沖縄には認められているわけです。免税店特区とか、いろいろな観光 特区についてもいろいろなものが認められている。

これは、今回首相が本部長で副本部長が知事になるようなフレームがひけたということで、是非ここの部分を進められるように頑張って、どんどんいろいろな可能性を広げていきたい。

先程、経済活動、偉い人たちがいろいろなことで「経済、経済」と言うのはちょっとというような話が湯浅委員からありました。でも、その部分も必要だと思います。2つ必要だと思います。地域の新しいビジネスを起こすみんなの元気を出す部分と、仕組みとしては経済自立、あるいは新しいビジネスを起こしていく上での財源確保のためのフレームについては、もっとうるさく言うということが必要なのだと思いますので頑張っていただきたいと思います。

もう一つ質問として、コミュニティでこういったビジネスを興そうとする日置さんや湯 浅さん。あるいは、私たちでもそういったもので規制を越えて新しいものをしようという ときの支援は、何か道のほうではお考えがあるのかどうかについて山本副知事にお伺いで きればと思います。

チャレンジャーに対する具体的なものというのは出てきているのでしょうか。

〇川城局長:

今のかたからは、質問というよりはご意見があったと思います。地域に生活をしていて、 卑近のところでもいいからアイディアを集める仕組み。実践に即したアイディアをどんど ん集める仕組み。これは継続が大事だというご意見でございました。

それから、沖縄の例をあげられております。経済金融特区というものを是非北海道でも 頑張れというような強い要望だったと思います。財源もそうだということです。

3番目は、チャレンジャーへの支援のあり方についての質問であったと思います。これ

についてはあとでご回答をさせていただきたいと思います。

あとお二方、いかがでしょうか。

〇厚岸町議会議員:

厚岸町で議員をしております。

道州制特区推進法案を見ますと、この法律による第一段として「国と道が類似の仕事を しているものを中心に権限移譲が行われます」と書いてあります。

その例として鳥獣保護法の許可の一部が入っております。自然公園法、厚岸の場合は道立自然公園なのですが、今国定公園化に向けて運動中です。自然公園法の関係はどのようになるのでしょうかお伺いいたします。

〇川城局長:

ありがとうございます。

エゾシカ問題ということでは、もちろん自然公園の問題も当然あるということで自然公園の関係はどうなるのかというご質問であったと思います。

これにつきましてもお答えを申し上げたいと思います。

もう一つまとめてみたいと思います。いかがでしょうか。

〇浜中町議会議員:

浜中町議会のものです。谷さんとは霧多布湿原でご一緒させていただきまして、ご無沙 汰をしております。

簡単に質問をさせていただきたいと思います。道から市町村への権限移譲というご説明がありました。2千項目を市町村への移譲対象とするということでございます。これにかかわっては、今後の課題にはなるのでしょうが、市町村規模というのはどういう枠組みで考えていらっしゃるのか。それの一程度の数値があればお聞かせいただきたいと思います。

それから町村合併の有無。現在町村合併を推進しているのかどうか。そういったものは 枠組みの中でどのように検討されるのか。それについて合わせてお答えをいただきたいと 思います。

意見なのですが、先程経済の話をされて確かにまちづくりという視点ではその通りだな と思っております。ただ、こういう意見交換会を是非、いわゆる過疎地の町村とやってい ただきたいと思うわけです。

といいますのは、うちの町も人口は 7,300 です。過疎化が進んでいます。酪農と漁業です。特に漁業者は、零細になりますと年間の収入が 300 万円ぐらいしかありません。

そうした生活者の人たちというのは、公共事業がないと勤め口がない。あるいは出稼ぎに行く。たとえば、まちづくりを話し合いたいけれども、その時期には本州に出稼ぎに行ってしまっていないという現状が切実にあるわけです。

そうしますと、この道州制という枠組みが地域経済とどういう関わりを持つのかという ことから言いますと、地域にとっては非常に重要な関心でありますから、その点につきま しては副知事から、特にご意見、お考えをいただきたいと思います。

〇川城局長:

ありがとうございました。

道から市町村への権限移譲ということだけれども、市町村規模と権限移譲の関連といったものの基準があるのかどうかというご指摘であったと思います。それから道は市町村合併を進めていますが、それと権限移譲にどういう関係があるのか、関係がないのか。その枠組みとどういうリンクをしているのかということであったと思います。

最後は、道州制と経済ということで、地域の方々は公共事業がないと出稼ぎをせざるを 得ないという環境の中で、道州制と道の経済がどのような関係にあるのかというご質問で あったと思います。

一回ここでひとまとめをさせていただきたいと思います。なかなか難しいご質問もありましたので、各委員から「これは私から答えたい」というものがありましたらお願いしたいと思います。

一番目の方からのご指摘、ご質問の部分もございますが、いろいろ地域のアイディアを 集める仕組み。小さなこと、卑近なことからでもいいからどんどん集める。そういったこ とを継続することが大変重要だというようなご指摘があったと思います。

これについては、谷委員からどうですか。

〇谷委員:

おっしゃる通り、道州制と道州制特区という区分けが私たちも含めて道民の方々に分からないというのが現実ではないかと思います。

ですから、このように身近な所で意見交換をしながら、図で示したり言葉で表したりすることによって、道州制に触れた方々が、「なるほど、こういう考え方や背景、そして歴史があるのだな」ということが少しずつ理解してきて、次の機会に道州制という言葉に触れた時に、以前にこのようなことを聴いたり見たりしたのだ」という具合に繰り返すことが大事だと考えます。道民にとって、この道州制が直接生活に関わるのかどうかということが見えてこないものですから、なかなか関心を持たないということが実態ではないかと思います。北海道は、現在 180 の市町村になりましたが、過疎地域としての小規模市町村が多く、財政状況を見ても弱体化してきています。しかし、生活に必要とされるライフラインの自給率は、東京よりずっと恵まれているのも事実であります。例えば、水・電気・ガスなど、100%でありますし、食料については 200%に及びます。

北海道は独立できるくらいの地域なのですが、残念なことにエネルギーの原料が乏しいのであります。そこで、先ほどお話しされていたエタノールエネルギーなどを作っていくことが必要であると論議されているところです。

そういう意味では、道州制という取り組みの中で、そのような課題を解決できるように しっかりと議論をし、今後地域でやれること、方法論を見つけていくことが一つのきっか けになっていくのではないかと感じています。

私自身も、知識の知り得る中で、いろいろな地域に行きながら、この道州制についてお

伝えできるように努力して参りたいと思います。

この意見交換会も、14人の委員が、委員会の中で道庁の職員の方とは違った視点で課題を取り上げたり、これから行うアイディアなどを提案したりしながら、国や道に直接働き掛けをしていくために、直接地域を訪問して道民の皆さんの声を聴くことができるように意見交換にしようということで始まったわけであります。

〇川城局長:

ありがとうございます。

先程、日置委員からは、人間は思った以上のことはできないし、こうだったらいいねというようなご発言もありました。今の点について、アイディアを集める仕組み。卑近なところからということについてのご発言はありませんでしょうか。

〇日置委員:

最近、宮田さんとそういう場をつくろうという話で盛り上がっているので同感です。 いろいろな人が集まって話す機会というのは、少し前よりも随分増えたと思います。私 も実際にいろいろな会議に参加することが多くて、場は随分増えたなと思います。

何が欠けているかというと、継続性に欠けているということ。その場をいつでもやっている。そういう場があるということが大事であり、次のステップだと思います。チャレンジャーへの支援にもつながるのですが、そういう場づくり、機会の提供というものを積極的に行政で進めていくということが大事です。

そういう場で新しく役割があるなと思うのは、今日は議員さんがかなりの数参加していますけれども、市民の代表ということで議員さんたちが恒常的なスペースで活躍ができていく機会、もっと市民と一緒に考える機会が増えていくのではないかと思います。

〇川城局長:

ありがとうございます。

それでは、1番目のご意見に対しては、これが発信とさせていただきます。

最初の方の3番目のコミュニティビジネスなど、チャレンジャーに対する支援ということについてです。支援については、山本副知事からお願いしたいと思います。チャレンジャーの立場でもおられます湯浅委員から、チャレンジャーに対する支援、要請、要望はございますでしょうか。

〇湯浅委員:

チャレンジャーというか、新しい活動を始める人たちというのは、経済的な支援も大事なのですが、それを支えるサポート役みたいなものがとても必要になると思います。

私も、先程の経済のことについてはもう少し意見を言いたいのですが、それとは別に今のチャレンジャーという問題になると、何が必要なのか。本当にお金だけなのかという話ではなかったと思うわけです。

そういう意味で、何が必要かということの意見を出し合って一緒に考える仕組み。そう いうところだというふうに思います。何かをしようと思ったときには、プロ的な、専門的 なところでもぶつかるので、そのための助言があるといい。そういったものも含めてだと 考えています。

〇川城局長:

このコミュニティビジネスのチャレンジャーに対する道の支援、いろいろな制度とかひまわり融資などもあります。この点については山本副知事からお願いいたします。

〇山本副知事:

こういうチャレンジャーが地域にそれぞれいて、地域のために発信をするということは 非常に頼もしい限りであります。是非、こういったチャレンジャーを各地域に、それぞれ 地域の方について積極的に発信していただきたいと思います。

多分、その方たちは、今の国の制度なり仕組みについていろいろな悩み、障害、障壁を感じておられると思います。それをどのように取り除いていくのかということについては、 是非特区法案をうまく活用してそういう障壁を取り除いていくということで、私どもと一緒になって考えさせていただきたいと思います。

今、何かをやろうとする。しかしそこには、必ず何か規制がある。それを取り払わないとできない。こういうときに、道州制特区法案というものが非常に有効なツールになると思います。

そこで、私どものほうにそういったご提案をいただきたいと思います。そのご提案について、私どもも一緒になって考えさせていただいて障壁となるものを取り払う。これが、まさに特区法案の狙いとするところです。そこは是非一緒になって考えさせていただきたいと思います。

一番目の方が最初に、住民生活と関わりのあるものを提案していかなければ駄目ではないかということをおっしゃいました。まさにそのとおりであります。

第2番目の経済の活性化にもつながるものを提案しなければ、沖縄のように北海道においても経済の活性化になるもをという提案は、まさにポイントをつかれていることだと思います。

私どもは、この特区法案で何をやりたいかというと、2つあります。

一つは、住民生活が今よりも身近に向上するものになる。

北海道の経済は閉塞しています。閉塞感があります。これを、何とか打破したい。

この2つの目的のために、今ある規制を何とか取り払って、そして元気な北海道にしていきたいということであります。住民生活に身近なもの。北海道経済の活性化に資するもの。こういうものについて皆様からご提案をいただきたいと思います。

今回特区法案では、8項目あります。先程2番目の議員さんがおっしゃっていましたように、鳥獣保護とか調理師養成施設の関係ということで、みなさんピンときていないところがあるのかなと思います。この特区法案によって、道民の生活がこれだけ変わるのだというふうに身近に感じるもの。生活が変わる身近に感じるものについて、皆様からご提案をいただきたい。それを特区法案によって、一緒になって課題を解決していきたいと思っ

ております。

〇川城局長:

最初の方のご指摘、ご質問の最後の部分。沖縄県では、沖縄特区のようなことをガンガンやっているということで、北海道も頑張れということだと思います。

私も山本副知事から先進県を見てこいというふうに指示をされております。まだ行っておりませんが、まさに沖縄が特区を活用してこういうことをやっているということで、いろいろな関係者からもお聞きしております。そういうことも目指してやっていきたいと思っております。

私からの説明で恐れいりますが、事実としてご報告申し上げたいと思います。

財源については、山本副知事からいかがでしょうか。特区と財源についての関係をお願いします。

〇山本副知事:

財源については、権限移譲をさせていただくにあたっては、私どもも財源をセットでいただかなければ仕事ができないわけです。道から市町村に権限移譲をするときも、市町村の方は当然それは主張されるべきであり、そうしないと市町村では仕事ができない。私どもは、国から道に権限を移譲するときは、現在国が行っている費用部分は、きちんと北海道に権限移譲をしてください。財源も財源移譲をしてくださいということを申し上げております。

それは今回、公共事業の関係については交付金というかたちできちんと処理されるとい うことに法案ではなっております。

補助金ですと、どうしても規制がついてしまいますけれども、交付金となると知事の裁量権、自由度が増しますので、より地方側にとって自由裁量の与えられる交付金というかたちで今回財源が権限とセットで移譲されるという仕組みになっております。

そこは、私どもも権限と財源はセットでいただくというスタンスでものを申していきたいと思っております。

〇川城局長:

ありがとうございます。

補足で恐れいりますが、山本副知事から国から道に対して財源をセットでということのお話がありました。私は、市町村への権限移譲の担当もしておりますので、国に行っている以上、市町村のみなさん方に権限移譲をするときには財源をおつけしないと、自分で二枚舌を使うことになります。

これは、明確に申し上げます。私どもの権限移譲につきましては、道がやっている業務の人工(にんく)のコストにつきましては、びた一文まけることなくビタッと移譲財源として交付申し上げております。

これについては、きちんと申し上げたいと思います。先程山本副知事からありましたように、パスポートの事務がございます。今、道に2千円収めていただいております。国に

は8千円、合計1万円です。

パスポートの事務を市町村に受けていただいた場合には、2千円のうち 1,350 円を移譲させていただいております。道は、残りの 650 円だけをいただくという仕組みになります。 きちんと権限移譲に伴った財源を交付させていただく。こんな感じになっておりますので、補足でございますがご説明を申し上げます。

それから、厚岸町の議員さんからのご質問です。シカの問題で、厚岸には自然公園があって、シカの問題は自然公園の問題でもあるというご指摘でした。自然公園法についても、 そういった改善が必要なのではないかということのご指摘でございます。

これは、当然そういうことになると思いますが、山本副知事からそういうことでよろしいでしょうか。

〇山本副知事:

北海道の場合は、環境を保全するということが重要なことです。これは、経済を再生するにあたっても、まずは環境をきちんと保全するということを前提にして、それを一つのフィールドにして、そして経済を発展させていくということになろうかと思います。

そういう意味では、自然公園法なり、特に道東のほうで取り組んでおられる環境保全の 取組というのは非常に重要なものではなかろうかと思います。

たとえば、冒頭に申し上げたエゾシカの問題。まさにエゾシカの個体管理がなかなかできないものですから、それは自然を破壊している。自然環境を破壊しているという問題があるわけです。

ただ、今の国の規制というものは、あくまでも狩猟の観点で、趣味で猟をする人を規制するという世の中の仕組みしかないわけです。北海道のようなところはなかなか個体管理がうまくいかない。北海道にその権限を与えてください。そして、北海道の知事の責任でエゾシカの管理、個体管理をさせてくださいというのが、私どもの主張であります。

そういう意味では、これからも環境の保全ということを大前提に、今ある国の規制なり、 今の我が国の仕組みそのものについて、「ここはおかしい」というところがあれば、これも 是非ご提案をいただければと思っております。

〇川城局長:

続きまして、お三方目の浜中町の方からのご質問、ご指摘です。

一番目の市町村規模の問題、合併と権限移譲の関係につきましては、私が事実としてご 説明をさせていただきます。山本副知事からもあればお願いいたします。

ご指名でございますので道州制と道経済の関係につきまして山本副知事からお願いいたします。

〇山本副知事:

先程、最初の方から2つ目にいただいた沖縄を一つの例にされてのご提言と同じ考え方でございます。 道州制特区の法案を活用することによって、地域経済を何とか元気にしていきたいという思いがあるわけです。

これを使わない手はないわけです。地域経済、産業、経済人として行動するにあたってはいろいろな障害があるのだろうと思います。そこの障壁を特区法案で取り除くことによって、少しでも北海道の経済を元気にさせていきたいという思いがあります。

そういう意味では、地域経済を活性化するために道州制特区法案があるのだというふう に断言してもよろしいかと思っております。

〇川城局長:

ありがとうございます。

一番目と二番目につきましては、事実として私からご報告を申し上げたいと思います。 道から市町村への権限移譲について、権限移譲と市町村の規模についての枠組みとか基準 のようなものはあるのかというご指摘でした。

結論からいいますと、ございません。道の権限4千のうち2千項目をメニュー方式として全市町村にお示しをして、今いろいろな市町村から手をあげていただいております。大きな市、町村からもそれぞれ自分のところには「これが必要だ」ということで手挙げ方式でいただいております。18年から進めさせていただいております。

答えといたしましては、規模での基準はございません。全て一律でやらせていただいております。結果としても大きな市から町村まで手をあげていただいているということです。市町村合併の問題でございます。市町村合併と権限移譲には直接関係はございませんけれども、私どもはこれまで14支庁で説明をさせていただいております。地域の仕事をする主体、主役は市町村である。これを第一原則としております。そこでいろいろなサービスをする上で必要な権限、もし必要であれば私どもが提示した2千の中からどんどん持っていってください。先程申し上げましたように、財源もおつけいたします。必要であれば、人の派遣などもご相談くださいということで申し上げております。

市町村の足腰がきちんと強くなって、権限を持っていただいて、身近な事務を地域でやっていただきたいということです。

直接関係はございませんけれども、大きな流れ、先行きという意味で合併をしていただきながら、足腰を強くしていただきながら権限を持っていっていただきたいというのが私どもの考え方です。

事務的な補足で恐れいります。

〇山本副知事:

浜中町の方からは、過疎地との意見交換を是非行うべきだというご提言がありました。 その通りであろうかと存じます。私も実は、14 支庁の町村長の皆様と直に私が行って、膝詰めでお話をさせていただいております。今日、市町村の職員の方もいらっしゃるし市町村議会の皆様もいらっしゃる。できれば市町村長さん、議員の皆様と今日のようなテーマで、これからも議論をさせていただければと思っています。そういう意味では、ご提言を十分に受け止めていきたいと思います。

〇川城局長:

ありがとうございます。

それでは、またご質問、ご意見などをお受けしたいと思います。

〇湯浅委員:

今の話に付け加えさせていただきたいのですが。

今日は、自分の意見を言っていいということであったのでお話をさせていただきます。 今の話の中で、なぜ私がそういう話をしたかということで、2つほど理由を言わせていた だきます。

決して紙幣経済をおろそかにと考えているわけではありません。ただ、今こういう道州 制やこれからの未来についての話をするときに、私は、一つはバランスを常に考えるべき だというふうに思ったので3つの経済というお話をしました。

それは、自分たちの目指す方向としての経済の考え方を述べたまでです。

でも、今のお話を聞きながら、この道州制や地域がどうあるべきかという話をするときは、我々が目指すビジョンをきちんと話し合うべきだと思います。どういう地域を目指しているのか。どういう北海道を目指したいのか。

これは、話し合いの中で常に見失ってはいけないなと考えています。

先程副知事もおっしゃっていましたが、私も経済と環境の両立というのは、北海道には 欠かせない、というよりも、宝だというふうに思っています。その中で、経済も今までの 経済の考え方ではなくて、いろいろな経済の考え方をバランスよく持っていきたいなと思 ったわけです。

先程、公共事業がなくなるという話を聞いて、十勝もそうですし、いろいろなことでそ ういう問題にぶつかります。

私も産消協働の道民運動にも参加をしていて思うのですが、いろいろな地域に行くと、 個性ある地域があって、そこにはいろいろな産業があるわけです。それを、外に目が向い ていくということと、地域内に目が向いていくことで変えられるきっかけが出てくるので はないかと感じたことがあります。この北海道は、失業者が多い、リストラの問題も深刻 になっている。過疎の中でも産業が衰退している。いろいろな問題がある。

でも一方で、各町村に何百何千というアジアの方たちが働き手として入ってきています。 それを否定するのではなくて、自分たちのまちをつくっていく自らが産業の中に関わることで雇用が生まれるかもしれない。そういうちょっとした発想の転換をこれからは視野に入れていくことができるのではないかということで意見を述べさせてもらいました。

〇谷委員:

先ほどお話しされていたコミュニティビジネスとか起業化の話題についてですが、道庁 やそれぞれの支庁が一村一雇用という制度の中で、補助金を出してきました。

補助金というのは、イニシャル時、いわゆるスタートの時だけのものでして、ランニング部分の支援というものがなかなかありません。当然、道庁がランニング部分についても全部助成していたら、財政はあっという間にパンクしてしまいます。

ただ、道庁や国の方々にお願いしたいのは、最初の補助金を出した後の情報提供やファイナンス、ファンド情報の提供であり、金融機関とのコーディネートなどが必要ではないかと感じています。この程度であれば財政の支出もないわけです。

ですから、公務員の役割というのは、民間と民間、或いは道民のいろいろな課題を少しでもクリアできるような情報提供やコーディネートを機会があるごとに数多く実施していくということが求められていると考えます。

また、私自身も議員活動を行っている一人でありますが、地方自治体には条例というものがございます。当然、自治体ですから道庁にもあるわけですが、この条例というのは政省令と横並びに位置するのでございまして、政省令の下に条例があるのではないのです。

憲法の中で政省令を根拠法としながら、地方自治体というのは条例を制定していますから、今回道州制特区推進法案が通った時に、しっかりと条例を制定しながら、地域の起業化やコミュニティビジネスを促進するために、その環境を作っていくということが大事であるのではないでしょうか。私たち地方に在住する者も知恵を働かせていかなければなりません。そういう意味でも、この道州制特区が一つの切り口になるのではないかと思いますので、努力していくことが必要です。

既に、NPOとして、コミュニティビジネスをやられている方々は、道内で1,000 件を超える数となりました。全国では、2万7000件を超えたそうであります。

それほど、地域の人たちは起業化しよう、或いは地域に貢献しようという努力をしているわけです。それらの取り組みに対して、地域の人たちも身近に捕らえ、何か補完できるものがないか、一緒に行動起こすことができないかなど、真剣に取り組んでいくことが求められてきているのです。

〇川城局長:

それでは、追加のご質問を受けたいと思います。

〇農協職員:

農協中央会のものです。農業組合を見ますと、全国一律で農政が行われております。北海道のように大きな、大規模な農業をやっている方々を見ていますと、道州制をやりながら北海道独自の農政なり対応をしていくということは非常に大事だと思います。

そういう面では、道州制の推進というものには興味を持っております。

先程から聞いていると、道州制の一つの目的は、自分たちが身近な、有意義な税金の使い方をするために政策が行われるということだと思います。

もう一つ大事なのは、効率性だと思うわけです。行政の動いている、自治体の動いている る効率性だと思うわけです。

なんとなく国から道にきて、道から市町村にくる。私も組織の人間ですから組織を守り たいわけです。そうすると、掛け声だけは良いことを言っているのだけれども、実際開い てみると何もなっていないのではないかという危惧があるわけです。

本当に住民にとって非常に大事なことです。そのことは本当にいいのか。大丈夫なのか

ということについて疑問に思っています。

本当はやっていただきたいのです。でも、なんとなく心配で、実践性のあるものなのかどうなのかということを、恥ずかしい話なのですが住民の一人として伺いたいと思います。

〇川城局長:

わかりました。

農協中央会の方からは、全国一律で農業政策をやるのではなく、道独自で進めていくということには大賛成なのだけれども、どうも聞いていると、行政の中のやりとりとか行政の効率性が進むのかどうか。実効性があるのかどうかというご指摘だったかと思います。

これは山本副知事からご発言をいただきたいと思います。

〇山本副知事:

まず、農業の分野で何かできないかということは、知事も同じ問題をお持ちです。

今おっしゃったように、農業にもいろいろな国の一律の基準があります。北海道の農業というのは、他の県とは規模的にも質的にも違うわけです。農業の分野で他県とは異なる仕組みを北海道で構築できないかという思いがございます。これは、既に私ども農政のほうには知事から宿題としておりているものです。是非一緒に考えさせていただければと思います。

今、危惧とおっしゃいましたが、実際に権限移譲というものが実現できるのかという危惧でしょうか。

今回、実は16年に2回にわたって五十数項目に渡って国に提案したわけですが、ことご とく国のお役人の抵抗によって実現できなかったわけです。今回8項目というものが法律 案の中でメニュー化されたわけです。

それで、これは駄目だと。要するに、直接公務員、国の省庁にぶつかって行ってもただ 跳ね返されるだけなので、それで法案というものをつくらせていただいたわけです。特区 法案というものをつくらせていただいたわけです。

先程も申し上げたように推進本部というものがつくられて、その本部長は総理です。そして、推進本部会議というところで議論をしている。そこに北海道知事も参画できるようになりました。会議の中に北海道知事も入れるような仕組みになったわけです。

そして、私どもの提案について不足なく対応するようにという義務規定が設けられています。それから、もしその提案についてできなくなれば、必ずその理由を付して北海道に説明をするという仕組みになっています。

法案の推進本部というものがつくられた、内閣府の中につくられたということについて は非常に重きを置いております。

なんとかこの法案が成立した暁には、きちんとその法案に沿った私どもの提案が必要であると思っています。

もう一つ、申しあげたいことは、これを実現するには世論の力が一番大きいわけです。 世論の力、道民世論の力があるからこそ、私は国を、総理を動かす力になると思います。 ですから、私どもも道民議論のところを深めさせていただいて、一つ道民世論というもの を経て後押しをしていただく。それが国をも動かす力になるだろうと思っています。 以上です。

〇川城局長:

他はいかがでしょうか。

農業については、湯浅委員からいかがでしょうか。

〇湯浅委員:

私もお話を聞いていて、最初の頃は同じようにいろいろな良い話し、夢のような話をするのだけれども、本当に実現できるのだろうかということをその話し合いのテーブルを囲んでいても感じました。

でも、今の話を聞いてそう思いました。私たちが諦めたら何が始まるのだろうと思った わけです。だからこの意見交換会がある。私たちが諦めないために、みんなで声を出すた めに、それで道が国にかける力を、自分たちが一緒に闘うのではなくて一緒に考える。こ れが道州制の一番良いところであると感じたわけです。

とても良い意見だなと思って聞いていました。みんながその気持ちでいると思います。 私たちが諦めないこと、それが一番であると考えています。

〇川城局長:

ありがとうございます。

日置委員から、諦めないという点についてはどうでしょうか。

〇日置委員:

諦めないという言葉を私は福祉の世界でよく使います。今、障害福祉の分野では国の制度が大きく変わりまして悲壮感が漂う毎日なのです。

大事なのは、制度がどうだ、こうだということではなく、どう生きていきたいのか、どういう生活をしていきたいのかという原点に変わるからこそ戻るべきだと思います。最終的に本物になるためには一人ひとりの住民意識が変わらなければならないですし、エネルギーはそこにあると思っています。

〇川城局長:

ありがとうございます。

それでは追加のご質問・ご意見をいただきたいと思います。

〇老人会事務局職員:

老人会事務局のものです。

全体的に発想の転換を要求されている。それがなによりも原点であるというお話でした。 全体的にそういうお話だったと思います。

先程に意見があったように、心配していることは、国の丸投げ、道の市町村に対する丸 投げ。それに対しては、いろいろな制度がつくられるとは思います。

先程出ましたコミュニティというものはたとえばの話で出たのですが、この少子高齢化

の中でどういう対処をしていくのか。それが勘定に入っているのかどうかについてご意見 をいただきたいと思います。

〇川城局長:

ありがとうございます。

国から道、道から市町村、そしてコミュニティという権限移譲ということだけれども、 丸投げ、きわどい心配ではないかと思います。

少子高齢化という中で、本当にコミュニティというものに実力があるのかどうかという ご指摘ではないかと思います。

もう一ついかがでしょうか。今はコミュニティの問題についてご指摘がありました。

それでは、行政だけではなくてコミュニティに対しても私どもは申し上げておりますが、 本当にそういうことができるのかどうか。少子高齢化の中でそういうことが可能かどのか というご指摘であったと思います。

これにつきましては、谷委員からいかがでしょうか。

〇谷委員:

昔は役所というものはありませんでした。

住民たちが力を合わせて、地域のために機能的な整備を行ったり、保全や保護をしたり してきたのです。それが、コミュニティの始まりですが、その後、住民の補完的な組織と して地方自治の仕組みが出来上がってまいりました。

本来、自治体というものは、団体自治ではなくて、住民自治のことを意味しています。ところが、自治法の制定と共に地方行政の位置づけがされてきました。

このような自治の変遷の中で、ここ2年ほどの間に自治法が改正になり、公共サービスの担い手が、民間である企業、NPO、そしてボランティア団体などが対象となってきました。それは、指定管理者として指定され、公共サービスの活動にこれらの団体や企業が参画できるようになってきたからです。そこで、みんなが気がついてきたのです。

「公共サービスというのは、私たちにもやれるんだ。」と。

いわゆる、様々な制度設計を今一度見直すことが求められているのです。

その選択肢の一つに道州制特区があるということだと考えます。

しかし、道州制特区で全ての地域社会を考えるわけでも、変えるわけではありません。 そこのところを理解して頂ければ、道州制特区の意義というものをお分かり頂けるので はないかと思います。

〇山本副知事:

少子高齢化時代になっていますし、人口減少、国と地方の財政も厳しいです。今までのような右肩上がりの時代のような社会ではなくなってきています。やはり限られた財源を有効に使っていかなければならないと思います。そうであれば発想の転換が必要になってくるだろうと思います。やはり、コミュニティというものに焦点を合わせて、そこの力によるところが大きいのではないかと思っています。

そのときに私ども行政は、コミュニティに丸投げをするのではない。もちろん市町村に 丸投げするのも駄目ですし、コミュニティに丸投げもまずいことだろうと思っています。

たとえば、自分の家の周りを自分で除雪する。仮にそういうことをやったとします。そうすると、高齢者の方はそういう仕組みをつくったとしてもできません。そうすると、高齢者の方のために地域が支える、住民同士が支え合うシステムが必要になってくると思います。

これは一つの例ですが、地域地域で住民生活をおくるには、そういう課題がいくつもあるのだろうと思います。そこを地域住民の人たちが一緒になって考える。地域の問題を考えるということが必要になってくるのではないかと思います。

そのときに道州制の特区法案なりをもっと活用していただいて、コミュニティの力が大きく向上する。そういう仕組みをつくれればいいのではないかと思っています。

〇川城局長:

ありがとうございます。

そろそろ予定の時間が来ております。最後のご質問、ご意見を承りたいと思います。

〇浜中町議会議員:

終わりになりますけれども、一つ情報ということでご意見を述べさせていただきます。 ただ今いろいろな議論をいただきました。私は、いずれにいたしましても、道州制は、 長く続いた都道府県と市町村の二層性による地方自治制度が新たな段階を迎えたものと認 識をしております。

しかしながら、市町村自治の現場におります私共から見て、道州制の具体的内容は、いまだによく見えない。これが真実の思いであります。

道州制につきましては、先程の地方制度調査会で何通りかの案が出たばかりではないか と思っているところでございます。まだまだ道州制は議論の段階であろうというふうに思 うのであります。

いずれにいたしましても、今後このことが、何がどう変わっていくのか。なにをどう変えるのか。さらには、市町村の役割がどう変わっていくのか。もう少し、先程にも意見がございましたけれども、さらに地方に入って、こういった意見交換をお願いをいたしまして、私の意見とさせていただきます。

〇川城局長:

ありがとうございました。

さらに地域に入ってこういった意見交換を深めるべきというご指摘であったと思います。

〇山本副知事:

道州制論議は、まさに地方制度調査会で長年の議論が集約をされて、12 月に総理に答申 されたということです。本格的な議論は、これから始まるのかなと思っています。これは、 全国知事会でも議論をされておりますが、47 の知事さんは様々なご意見を持っております ので、これから本格的な議論がなされるのかなと思っています。ですから、道州制という ものは、かなり先の話になるのではないかと思うわけです。

しかし、私どもは今、当面は閉塞した北海道をなんとか変えていきたいという思いがあるわけです。それで、せっかく成立させていただけるであろう道州制特区法案によって、道州制の先行的、モデル的、そういうことを北海道でせっかくやらせていただくチャンスが与えられようとしているわけですから、そこはこの特区法案によっていろいろと検討をしていきたいと思っているわけです。

その中で、既にご提案がございましたが、地域に入って議論を深めていくということは 非常に大事なことであります。きちんと受け止めさせていただきます。

ありがとうございました。

〇川城局長:

今の地域に入ってというご指摘につきましては、各委員からも同様のご意見があったか と思います。これにつきまして何かありましたらお願いいたします。

〇谷委員:

私は、道州制の推進法案について課題を8つ程自分なりにあげてみたわけです。

いわゆる国の行財政改革の実験場になってしまうのではないか。あるいは財政再建、北海道や市町村が厳しい中で、こういうことをやることによって、逆にいえば負担がもっとかかってしまうのではないか。

そういういろいろな課題を自分で整理して、ここはこういうふうにしていこうではないかというものを自分なりの意見として考えて、特区法案を少しでも理解して、そしてみなさんに広めていきたいなということを考えてる一人でございます。是非いろいろなところで私たちも意見交換をして勉強をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

道州制によって何がどう変わるのか、なにをどう変えるのか、市町村の役割はどう変わるのか。

この3点については私どもも十分に認識をし、これから具体的に発信していく努力を重ねていきたいと思います。

そういう意味で、ただ今のご意見については十分に受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇川城局長:

ありがとうございました。

大変活発な質疑をいただきまして、本当にありがとうございます。

大変恐縮ではございますけれども、予定の時間を迎えました。この辺で意見交換会を終 了させていただきたいと存じます。

ここで山本副知事と3名の委員の皆様には退席していただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から一言ご連絡を申し上げたいと思います。

道州制につきまして道民の皆様とこういうような議論をしていただくための素材といた しまして、皆様のお手元に資料をお配りしております。今年3月に作成をしました「地域 主権型社会のモデル構想(案)」です。

これをたたき台にいたしまして、皆様方とご議論をさらに積み重ねていきたいということです。よろしければ、後程ご一読いただきまして、私どもにご意見をお寄せいただければと思っております。本日の配布資料の中にそういった用紙を入れさせていただいております。そういうことでなくても何でも結構ですので、ご意見をお寄せいただければと思います。

重ねがさねのお願いではございますが、よろしくお願いいたします。

また、連絡ではございますが、この釧路会場の次には、9月4日に旭川で同じように地域に入って議論をさせていただきたいと考えております。

その後の日程は決まっておりませんが、次回を9月4日と考えております。新聞等でお 知らせをしたいと思います。旭川にお知り合いなどがいらっしゃいましたらご紹介をいた だければと思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。